

マルチとネズミ講について（応用）

Eメールを送って副収入1800万円を稼ぐ!!!

Eメールを送ることによって、今から2、3ヶ月後には200万以上の副収入を得ることができる、無理だと思いませんか？ 詳細をお読みください。

上記のようなメールが突然届いて、びっくりなさった方が少なからずおられると思います。このようなメールには、さらに「ネズミ講」でも「マルチ商法」でもない合法的なシステムです、という説明がついていることもあります。

しかし、マルチ商法の条件を満足していないからといって、マルチ商法の本質を失うわけではありません。十分に注意する必要があります。

「連鎖販売取引では、一部の成功者の例を用い、あたかも全員が成功するかのように誘われることがあります。必ずしももうかるものではありません。知人や友人を誘うことにより、信頼関係を失うことがありますので注意しましょう。」（「かしこい消費生活へのしおり」（通商産業省監修）から）

授業展開での留意点

シーン1～2：

- 1) 勧誘メールを受け取った経験がある人はいるか？
本人が受け取ったことがある場合、どうしたかを問う？
家族や知人が受け取った場合、受け取った人はどうしたかを問う？
- 2) 勧誘のメールにはかならず「合法的」と書かれていることに注目させる。
勧誘だけで、くわしい説明は別途問い合わせを要求している場合もある。

シーン3～5：

- 3) マルチ（まがい）商法は、販売を装っている。たとえ、商品が介在していても、その商品が欲しくて加入していないのであれば、商売ではないことを気づかせる。

シーン6～7：

- 4) 自分の下に何人の会員が加入するかに本質があることに気づかせる。メールで勧誘する場合、勧誘メールが多ければ多いほど人目につくわけであるが、そのメールがスパムメール（迷惑メール）になることも気づかせる。

シーン9～11：

- 5) この勧誘メールが受信者にとって迷惑メールと受け止められたとき、自分がどういう立場に置かれるかに気づかせる。
- 6) 自分が何人を勧誘できるか考えさせてみる。勧誘した知人が、自分の勧誘した知人以外に何人を勧誘できそうかを予想させてみる。これで、たいていの勧誘メールに書かれている勧誘対象者総数が

非現実的であることに気づかせる。

シーン12～13：

- 7) マルチ商法の勧誘には「合法的」と書かれていても、ほんとうに合法的とは限らない。このメールの場合は「ネズミ講」とも考えられる。勧誘を鵜呑みにせず、十分な注意が必要であることを説明する。
- 8) 検索サイトで「マルチ」「まがい」「商法」「ネズミ講」などのキーワードを用いて、どのような勧誘があったのかを調査してみる。

問題事例に遭遇しトラブル発生が予想される場合の相談先

- ・ 経済産業省消費者相談室
<http://www.meti.go.jp/intro/consult/>
- ・ 全国の消費生活センター
<http://www.kokusen.go.jp/soudan/map/>
- ・ 警視庁および各都道府県警察悪質商法被害相談窓口
<http://www.npa.go.jp/safetylife/kankyo3/aku0024.htm>

参考となる URL

- ・ ネットワーク利用の悪質商法について（警視庁）
<http://www.npa.go.jp/safetylife/kankyo3/aku001.htm>
- ・ 悪徳商法マニアックス
<http://www6.big.or.jp/~beyond/akutoku/>
- ・ 「かしこい消費者となるために」： ECOM(電子商取引推進協議会)
<http://www.ecom.or.jp/qecom/consumer/top.htm>

一問一答

Q1. ネズミ講とはなんですか？

A1. 無限連鎖講とも呼ばれ、先に組織に加入した者が後に加入したものからお金（有価証券も含む）を受け取る仕組みの配当組織です。次々に勧誘して子や孫にあたる会員が一定数に達すると、講の本部または子や孫の会員から、自分の支出額を上回る金額のお金を受け取る仕組みです。

Q2. ネズミ講はどこが問題なのですか？

A2. たとえば、1人が2人ずつ勧誘という形を続けていくと、27代目には1億人という日本の人口を超え、結局は破綻することになります。つまり一部の会員を除き、利益を上げるどころか自らの支出した金額を回収することもできず、大きな経済的損失を被ることになるのです。

Q3. ネズミ講は法律違反なのですか？

A3. 「無限連鎖講の防止に関する法律」によって、解説、運営、勧誘行為の一切が禁止されています。

Q4. 「先に参加した者が抜けていくシステムなので、ネズミ講ではありません」と宣伝したメールが届いたのですが？

A4. 名簿に記入されている数名の銀行口座に一定のお金を振り込み、その後、名簿の最上位者を削除した上で、下位の者の順番を繰り上げ、自らが最下位の位置に加わるという方法で、「先に参加した者が抜けていくシステムなので違法性はない」と説明を加えているものがあります。

しかし、組織の仕組み自体が「加入者が無限に増加すること」を前提としているのであれば、加入者が抜けようが抜けまいと、あるいは、再加入を繰り返す形であろうと、無限連鎖講の防止に関する法律に違反する、いわゆるネズミ講となる可能性があります。

Q5. マルチ商法とはなんですか？

A5. 商品を販売すると共に販売員を勧誘することで販売網を拡大していく商法で、アメリカを中心に発達したマルチレベルマーケティング（多層式販売方法）からきていると言われています。

法律（「訪問販売等に関する法律」。2001年6月1日以降は「特定商取引に関する法律」）では、次のように規定しています。

物品を販売する事業であり、

再販売、受託販売もしくは販売のあっせんをする者を、

特定利益（リクルートしていくことによって得られる利益）が得られると誘因し、

特定負担（組織に加わるにあたっての条件となっている負担（入会金、商品購入代金他）が2万円以上）をすることを条件とするもの

ただし、この特定負担という概念については、法改正により2001年6月に除かれる予定です。

上記条件を満たした場合には、法律で、広告規制、不当な勧誘行為の禁止、書面交付義務、クーリング・オフ制度等の規制がかけられています。

Q6. マルチ商法とネズミ講との違いはなんですか？

A6. 決定的な違いは、商品が介在している点です。マルチ商法の販売システム自体は禁止されていません。

Q7. 「マルチまがい商法」ということばをきくのですが？

マルチ商法に似た「マルチまがい商法」とは、A5で説明した条件のうち特定負担が2万円に満たないように設定し、法律（A5を参照）の規制を受けないような形で運営されているものなどです。

実際にはこのほか、「連鎖販売取引にはあたらない」との姿勢を打ち出していますが、同法に基づいた規制の範囲内で営業している会社もあります。

Q8. マルチ商法・マルチまがい商法は、法律上禁止されていないのですか？

A8. マルチ商法・マルチまがい商法の営業システム自体は法律上禁止されていません。ただし、正しくない説明で勧誘したり（不実告知）、脅しに近い行為など相手を困惑させるような形態で勧誘したり（威迫・困惑）すると法律違反となることもあります。

Q9. マルチ商法・マルチまがい商法は、どこが問題なのですか？

A9. 金銭上・人間関係上のトラブルが生じやすいシステムであることです。A8にあるように勧誘方法によっては法律違反になることもあります。つまり、自分が勧誘を受けたときの説明を鵜呑みにして、そのまま自分が勧誘するときに利用することで、知らぬ間に法律違反を犯すこともありえます。いいか

えると、「自分は被害者だ」と思っている、誰かを勧誘していた場合は「加害者である」ことにもなりえるシステムです。

これまでの様々な事例や判例等から、政府としても「問題性のある商法である」ので、法律に基づく規制を行うとともに、消費者に対しても注意喚起を行っているのです。

©2001 IPA,CEC Eスクエア・プロジェクト「ネット社会の歩き方」

平成13年6月1日 更新